

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

適格機関投資家等特例業務の見直し

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

### 3. 評価実施時期

平成 27 年 3 月 23 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ①現状

投資運用業は、原則として登録制となっているが、1 名以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）及び 49 名以内の適格機関投資家以外の投資家（アマ）により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能である。

##### ②問題点

「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないことや、投資の素人にも販売が可能なことから投資家に被害を与えるケースが急増している。

##### ③規制の改正の目的及び必要性

ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要である。

#### （2）法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 63 条、第 63 条の 3、第 63 条の 4、第 63 条の 5、  
第 63 条の 6、第 192 条、第 197 条の 2、第 198 条の 5 等

#### （3）規制の新設又は改廃の内容

① 適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者を定めるとともに、適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項及び添付書類の見直し

し等を行う。

- ② 特例業務届出者について、金融商品取引業者とみなして、契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面の交付義務、適合性の原則等の行為規制を適用する。
- ③ 特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善・停止・廃止命令を導入する。
- ④ 適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行う。

## 5. 想定される代替案

適格機関投資家等特例業務を登録制とする。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### （1）遵守費用

#### ① 本案

適格機関投資家等特例業務を行おうとする業者において、欠格事由が参入要件として導入され、行為規制等が強化されることで、これらの業者の届出提出に係る費用や行為規制の遵守に係る費用が発生する。

#### ② 代替案

適格機関投資家等特例業務を行おうとする業者において、欠格事由及び人的構成要件が参入要件として導入され、行為規制等が強化されることで、これらの業者が登録申請を行うための費用や行為規制の遵守に係る費用が発生するほか、登録の審査に一定の期間を要することとなる。

### （2）行政費用

#### ① 本案

行政庁（国）において、適格機関投資家等特例業務の届出受理、特例業務届出者に対する検査・監督を行うための費用が発生する。

#### ② 代替案

行政庁（国）において、適格機関投資家等特例業務の登録審査、登録業者に対する検査・監督を行うための費用が発生する。

### （3）その他社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

特段の社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

今回の措置により、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少すると見込まれる。

② 代替案

代替案により、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除され、投資家の被害が減少すると見込まれる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案においては、新たに遵守費用や行政費用が発生するが、一方で、投資家被害の防止に資するとともに、ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくという便益が発生することが見込まれ、便益の増加が、遵守費用や行政費用の増加を上回ることが見込まれることから、本案の改正が妥当と考えられる。

（2）代替案との比較

本案の遵守費用は、人的構成要件を満たす必要性や一定の登録審査期間が必要という点において代替案を下回ることが見込まれる。

また、本案の行政費用の増加は、登録審査を必要としないという点において、代替案を下回ることが見込まれる。

一方、便益については、不適切なファンドの販売等を行う業者が排除されるという点において、本案と代替案は概ね同等と見込まれる。

従って、本案と代替案は、便益は概ね同等であるものの、遵守費用や行政費用の発生において本案が代替案を下回ることから、本案による改正が妥当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」報告（平成27年1月28日公表）

#### 10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。